議案第４３号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和８年１２月１日提出

愛西市長　日　永　貴　章

提案理由

この案を提出するのは、議会の議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を改定するため必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第１条　愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成１７年愛西市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１２８．７５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１８０」に改める。

第２条　愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中「別表のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　議長　５２８，０００円

（２）　副議長　４７５，０００円

（３）　議員　４２３，０００円

第６条第２項ただし書中「１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１８０」を「１００分の１７７．５」に改める。

別表を削る。

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。